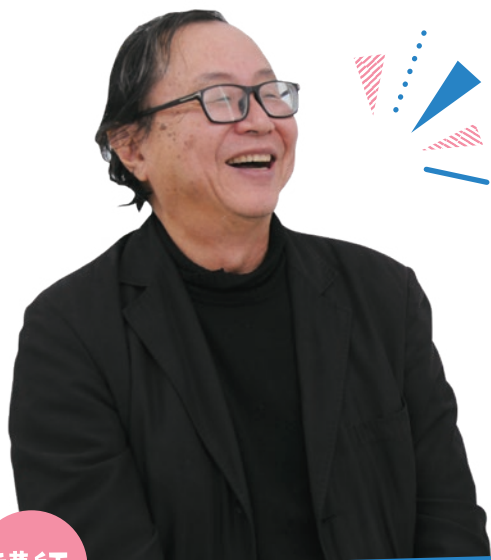


～プレフォーラム・子どもの権利条約フォーラム2023 inとよた～

サマーカレッジ

子どもの平和に生きる権利、
自己の意思で共に生きる権利を考える
— こども基本法のもとで生きる子どもたち —

戦争と 子どもの権利



講師

早稲田大学
名誉教授

きた あきと
喜多明人

日時

2022 **8.20** SAT
10:00-11:45 (開場9:10)

会場

豊田産業文化センター 小ホール
〒471-0034 豊田市小坂本町1-25

対象 高校生から大人

すべての方に聴いていただきたい内容ですが、特に子どもに関係するお仕事をしている方(保育・教育職員の方、教育行政に携わる方など)、またはそうした職業を志望している方、子育て中の親御さん、子どもを見守る地域の方にご参加いただきたいです。

※中学生以下の年代の方の参加については主催者にご相談ください。

参加費 1人/500円

申込み先

- とよたつながる博Webサイト
<https://toyota-tsunagaru.com/events/257>
- 下記のEメール、電話より

Mail kodomonomaikuk@gmail.com
TEL 080-5697-5197



とよたつながる博
Webサイト

10.9
SUN

オータムカレッジ
開催決定!

初代大阪市立大空小学校長の木村泰子さんをお迎えして、子どもアドボカシー(advocacy)文化について語りあいます。子どもたち抜きに子どもたちのことを決めない世界を、一緒にイメージしてみませんか?



初代大阪市立大空小学校長
木村泰子さん

場所 豊田市福祉センター 41~44会議室(4F)
参加費 2,000円 申込み つながる博HP/右記Eメール・電話

| 主催 | 子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた準備委員会

| 共催 | 豊田市/こどものマイクけんきゅうかい | 協力 | 子どもの権利条約ネットワーク/とよたこどものけんりフレンズ

子どもの権利条約フォーラムとは？

子どもの権利条約の普及と、子どもの権利について関心を寄せる人々の意見交換、出会い、交流の場として始まりました。1993年から子どもの権利条約採択記念日(11月20日)前後に、全国各地でこれまで延べ29回開催されています。毎回2日間で、延べ1,000人近い参加者が開催地及び全国、そして海外から集まり、子どもを取り巻く環境や課題について、現状報告、意見交換を行っています。本会は、来年2023年の11月25日(土)、26日(日)に豊田市での開催が決まった“子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた”のプレフォーラムです。

講師プロフィール



きた あきと 早稲田大学名誉教授 喜多 明人さん

1949年7月21日東京都に生まれる。
立正大学教授、早稲田大学文学学術院教授を経て、現在早稲田大学名誉教授。文学博士(早稲田大学1987年)。子どもの権利条約総合研究所顧問(前代表)、学校法人東京シューレ葛飾中学校理事(非常勤)をへて評議員。NPO法人東京シューレ暫定理事長(2021年12月まで)、現代表理事。これまで、東洋大学、法政大学などの講師を歴任。日本教育法学会理事。同学会事務局長、同学校事故問題研究特別委員会委員長を務める。子どもの権利条約ネットワーク代表。多様な学び保障法を実現する会共同代表(2021年9月まで)、現顧問。チャイルドライン支援センターアドバイザー(元副代表)、学校安全全国ネットワーク代表。



主催者ごあいさつ

ご縁がつながりまして、豊田市にて第31回目の子どもの権利条約フォーラムを開くことになりました。フォーラムは、すべての子どもが生まれながらに持つ「あたりまえのこと(=Rights)」が子どもの権利(=Child Rights)であり、何かしらの義務や条件との引き換えに得るものではない、という大切なことをあらためて学べる貴重な機会です。さらには、子どもたちの権利保障にはそばにいる大人たちの権利も保障されることが大前提であることから、双方の権利を対立関係で捉える必要はまったく無いのだ、ということを再認識する場でもあります。

こうしたイベントは当日の盛り上がりだけでなく、before(前)とafter(後)が重要だと考え、まずはプレフォーラムを企画しました。豊田市の取り組みや、市民による子どもの声を大切にする環境・文化をより充実させる機会として、市民、教育機関、行政機関が手を携えて運営いたします。ぜひご参加ください。

子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた準備委員会代表
こどものマイクけんきゅうかい代表

あんどう じゅん
安藤 順



豊田市子ども条例
マスコットキャラクター **チルコ**

豊田市は愛知県下で最初に子ども条例を制定した自治体で、条例を根拠に市長附属機関の子どもの権利擁護委員制度、子どもの権利侵害の救済にあたる常設相談機関である子どもの権利相談室を持ってるんだよ。条例は子どもの権利条約の理念に基づいて作られているので、歴史あるフォーラムを招致できたことはとても嬉しいことだね！

問い合わせ先

子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた準備委員会事務局／こどものマイクけんきゅうかい
Eメール：kodomonomaikuk@gmail.com TEL：080-5697-5197